

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金  
(省エネ・再エネ型事業再構築・設備投資支援事業)  
『募集要領』

令和4年7月

【令和5年1月改正】

千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課

## 補助金を申請される皆様へ

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金（以下、「本補助金」といいます。）は、公的資金を財源としていることから、千葉県（以下、「県」といいます。）として適正な執行を行うとともに、不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本補助金の交付申請をされる方、申請後補助金を受給される方におかれましては、以下の点について、十分に御認識された上で、申請・受給されますよう、お願いいたします。

- 1 本補助金の申請者が県に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- 2 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合は、交付決定の取消し等を行う場合があります。
- 3 手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、書類の不足や不備等がないことを御確認いただきますようお願いいたします。また、書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨として下さい。  
なお、交付申請書等の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とし、提出された申請書等は返却しません。
- 4 電気自動車（※）、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下、電気自動車等といいます。）を導入する場合を除き、原則として、交付決定前に発注、契約等を行っていた場合、補助金を交付することができません。  
※本事業における電気自動車とは、電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、超小型モビリティ、側車付二輪自動車及び原動機付自転車を含むものをいいます。
- 5 不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- 6 申請にあたって御提供いただく個人情報を含む申請情報は、県において審査に必要な範囲で共有、利用します。個人情報を事前の承認なく県以外の第三者に提供することはありません。

## 目 次

1	事業の概要	1
2	補助内容	
(1)	補助対象者	1
(2)	補助対象事業	2
(3)	補助対象経費	4
(4)	補助上限額及び補助額等	5
(5)	補助事業の申請・実施に当たっての遵守事項	6
(6)	事業スケジュール	7
3	交付申請	
(1)	申請受付期間	8
(2)	申請方法	8
(3)	申請の代行	9
(4)	申請に当たっての留意事項	9
(5)	必要書類	9
(6)	審査・選定	11
(7)	交付決定	11
4	補助対象事業の実施（電気自動車等は対象外）	
(1)	事業の開始	11
(2)	事業内容等の変更	11
(3)	補助対象事業の状況報告等	11
(4)	補助対象事業の廃止	12
(5)	実績報告	12
5	補助金の請求・受領	
(1)	補助金額の確定、補助金の交付	12
(2)	交付決定の取り消し	12
(3)	補助金の経理	13
(4)	補助事業により取得した財産の管理	13
6	問合せ先	13

## 1 事業の概要

本県では、地球温暖化対策を推進するため、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進などに取り組んでいます。

本補助事業は、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰等の社会経済環境の変化の影響を受けた中小企業者（個人、会社等）、創業者及び組合等（以下、中小企業者等といいます。）の脱炭素化への取組を支援するために、中小企業者等が県内に所在する事務所又は事業所において実施する省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備導入等について、その経費の一部を県が補助を行うものです。

## 2 補助内容

### （1）補助対象者

県内で事業活動を営んでいる中小企業者等であって、以下の①～④の要件をすべて満たすことを要します。

また、以下表1に記載する業種の事業者においては、以下に記載する資本金の額等及び従業員数のいずれかを満たす必要があります。他の中小企業者等については、本補助金交付要綱第2条第2項各号を御確認ください。

#### 【要件】

- ①事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと
- ②事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること
- ③宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- ④「CO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>スマート宣言事業所登録制度」に登録していること（※）

（表1 補助事業の対象となる中小企業者等の規模）

業 種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業、建設業など	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下
⑤ ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ 医業を主たる業とする法人	—	300人以下
⑨ 特定非営利活動法人	—	業種により上記①～④ に準ずる

※CO2CO2スマート宣言事業所登録制度

- ・地球温暖化対策に取り組む千葉県内の事業所を「CO2CO2スマート宣言事業所」として登録し、その取組を県ホームページ等で広く紹介する制度です。
- ・スタンダードコースとプレミアムコースがありますが、いずれのコースも対象です。
- ・詳しい情報や登録申請書等は以下の県ホームページから御確認ください。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/chikyuuukankyou/co2co2smart/office/index.html>

(2) 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」といいます。）は、県内の事務所又は事業所において実施する省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資する設備等を導入する事業等です。

補助対象事業の概要は表2のとおりです。なお、(※)の項目は、国の補助金の交付を受けている場合、太陽光発電設備の導入に係る事業を除き、本補助金の対象外となります。

また、(※2)の項目は、国庫補助の交付決定を受け、令和4年7月1日（金）以降に事業に着手し、本補助事業の申請時に事業完了前である場合は補助対象事業とします。

(表2 補助対象事業概要)

項 目	概 要
蓄電池の設置 (※)	自らが設置する又は設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備の設置
省エネルギーの促進 (※)	<p>1 省エネルギーを図るための次の装置の設置及び改造</p> <p>①燃料電池</p> <p>②コージェネレーション（熱電併給）</p> <p>③LED照明器具</p> <p>国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの</p> <p>④空調</p> <p>ア 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の品目ごとの判断の基準を満たすもの</p> <p>(ア) エアコンディショナー</p> <p>(イ) ガスヒートポンプ式冷暖房機</p> <p>(ウ) 公共工事に係る資材として分類される品目のうち、空調用機器</p> <p>イ 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成</p>

	<p>12 年法律第 100 号) 第 10 条第 1 項に基づき定められた、県の環境配慮物品調達方針に定める公共工事に係る資材として分類される空調用機器のうち、エアコンディショナー（冷房能力が 28kW 以上のもの）の判断の基準を満たすもの</p> <p>⑤その他知事が適当と認めるもの</p> <p>2 エネルギー管理システムの設置 以下の機能を全て保有するものに限る</p> <p>① 1 か月以内の事業所全体のエネルギー使用量の統一単位（原油換算量（kl））による表示</p> <p>②事業所全体の電力使用量、並びに系統別、機器別等の個別電力使用量の 30 分以内の間隔での計測及び表示</p> <p>③電力以外のエネルギーを使用する又は使用する予定がある事業所においては、事業所全体並びに機器別や製造ライン別の電力以外のエネルギー使用量の 1 か月以内の間隔での計測又は入力及び表示</p> <p>④事業所全体の最大需要電力（30 分デマンド値）の目標設定及び目標を超える恐れがある場合の自動通知</p> <p>⑤省エネルギー及び需要電力（デマンド）の管理を目的とした各機器の自動制御</p> <p>⑥全ての計測データ、入力データ及び制御履歴の 13 か月以上の保存</p> <p>⑦全ての計測データ及び入力データの CSV 形式等による抽出</p> <p>3 1、2 の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る。）</p> <p>4 建築物の屋上又は壁面の緑化工事</p> <p>5 屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事</p>
未利用エネルギーの利用促進（※）	<p>廃熱その他の未利用エネルギーの利用を図るためのエネルギー供給装置の設置</p>
二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策（※）	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に定める温室効果ガスの削減を図るための装置の設置及び改造</p> <p>1 省エネ型自然冷媒機器の設置 冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の設置</p> <p>ただし、「省エネ型自然冷媒機器」は、フロン類（クロロフル</p>

	<p>オロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドフルオロカーボン（HFC）ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものとする。</p> <p>また、食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器には、ショーケースに使用されるものと同様のコンデンシングユニットを用いる冷凍・冷蔵保管雇用の省エネ型自然冷媒機器を含む。</p> <p>2 1の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る。</p>
再生可能エネルギーの利用促進（※） 【全量売電目的は対象外】	<p>太陽光（<u>公称最大出力 10kW 以上に限る</u>）（※2）、太陽熱、風力、バイオマス、水力、その他の再生可能エネルギー供給設備の設置</p>
電気自動車等の普及促進	<p>1 電気自動車等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象となる車両の初度登録（初度検査届出）日は令和4年7月1日（金）～令和4年12月9日（金）です。</li> <li>・代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続き（手形は除きます。）が完了していることが必要です。</li> </ul> <p>2 電気自動車等に係る燃料等供給設備の設置（※2）</p> <p>3 自らが導入する又は導入した電気自動車等に係るV2H充放電設備及び外部給電器の設置（※2）</p>

### （3）補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に当たり、表3の経費のうち必要不可欠な経費であって県が認めるものとしします。

なお、補助対象経費に、自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工含む）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とします。また、対象外となる経費の例は表4のとおりですので御参考ください。

（表3 補助対象経費）

補助対象経費	設備費	設備費、車両購入費、必要不可欠な付属機器
	工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品、雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、現場管理費 など

※申請の際は、原則2者以上の見積書の提出が必要となります。

(表4 補助対象外となる経費)

補助対象事業を行うために必要な経費（総事業費）のうち、次の経費は <b>補助対象外</b> です。
・撤去費、移設費、処分費、共通仮設費
・既存設備等の劣化などに伴う原状復帰費、修繕費、補修費
・諸経費等（内訳が不明瞭な経費）
・工事費以外の経費（通信費、光熱水費、旅費、振込手数料等の事務費、一般管理費 等）
・消費税及び地方消費税相当額
・過剰とみなされるもの、汎用性のあるもの、増設されるもの、予備若しくは将来用のもの など
・居住用途に係る設備の導入
・中古の設備

(4) 補助上限額及び補助額等

補助上限額及び補助額等は表5、表6のとおりです。

(表5 補助上限額)

○上限額

上限額	1事業所当たり 1,000万円
-----	-----------------

(表6 補助額等)

○補助額等

・以下の補助率等により算定した額に千円未満のある場合、端数金額は切り捨てます。

項 目		補 助 率 等
蓄電池の設置		・補助対象経費の 2/3 以内
省エネルギーの促進		
未利用エネルギーの利用促進		
二酸化炭素以外の温室効果ガス削減対策		
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電設備	・補助対象経費の 2/3 以内 〔国の補助金を受けている場合は、補助対象経費の 2/3 から国の補助金を引いた額以内〕
	その他	・補助対象経費の 2/3 以内
電気自動車等の普及促進	電気自動車	・国の補助金額（※）の 1/2 以内
	プラグインハイブリッド自動車	
	燃料電池自動車	



	燃料等供給設備	・補助対象経費の2/3以内 〔国の補助金を受けている場合は、補助対象 経費の2/3から国の補助金を引いた額以内〕
	V2H充放電設備	
	外部給電器	

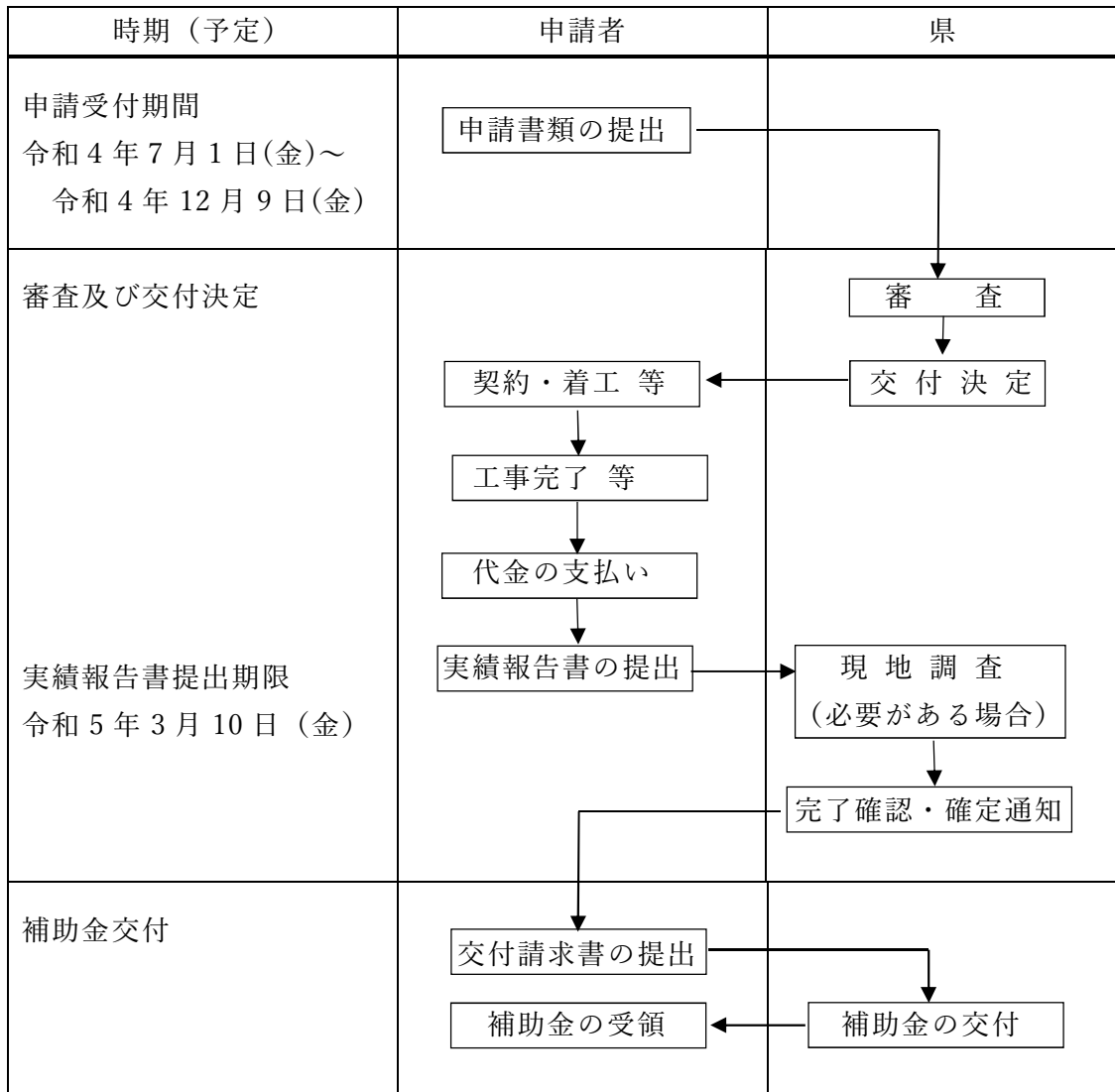
※電気自動車等に係る国の補助金は、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金において設定する補助金額です。国の補助対象車両及び交付額等については、以下のHPから御確認ください。

・ <https://www.cev-pc.or.jp/hojo/cev.html>

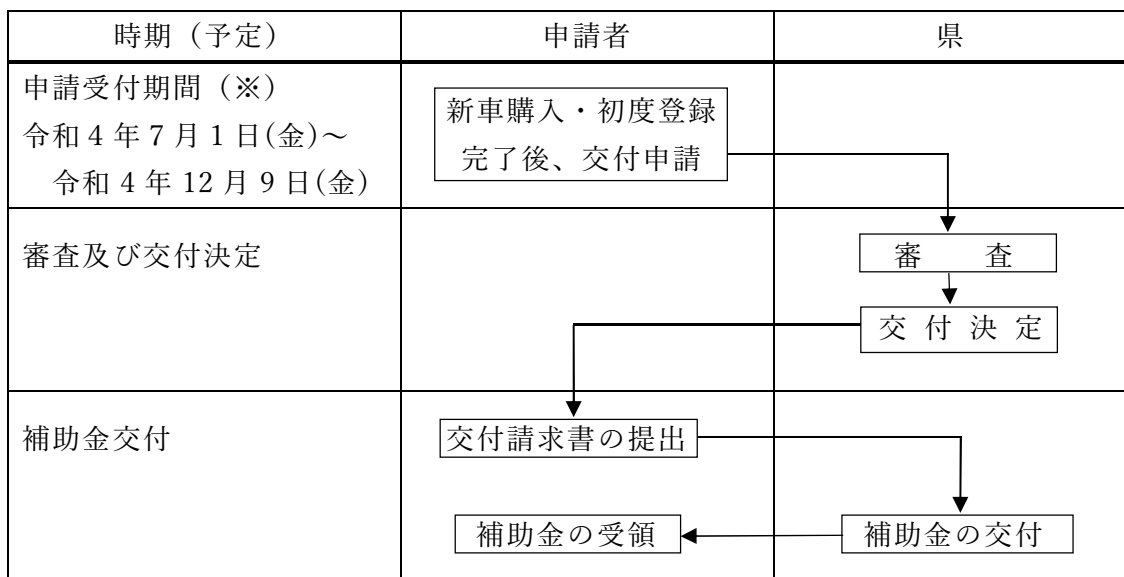
#### (5) 補助事業の申請・実施に当たっての確認事項

- ①「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に登録（申請）していること。
- ②補助事業が太陽光発電設備導入に係る事業である場合、本補助事業に申請する前に県又は関係市町村等の関係行政機関に相談又は協議を行い、必要な手続きを把握しておくこと。
- ③補助金の交付決定前に補助対象事業の工事に着手（発注等を含む）していないこと。ただし、国補助の交付決定を受けている場合（令和4年7月1日（金）以降の着手に係るもので、事業完了前のものに限り。）及び電気自動車等の導入に係る申請については除く。
- ④補助金交付決定後、補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合には、要綱第9条に基づき変更（廃止）承認申請書又は事業変更届（軽微な変更の場合）を知事に提出すること。
- ⑤補助事業により整備した設備は、原則として財産処分制限期間（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める法定耐用年数）中は、県の承認を受けることなく財産処分しないこと。
- ⑥補助対象者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、証拠書類を整備すること。また、当該経理に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(6) 事業スケジュール



【電気自動車等の導入の場合】



※初度登録日は令和4年7月1日(金)～令和4年12月9日(金)が対象です。

### 3 交付申請

#### (1) 申請受付期間

令和4年7月1日(金)～令和4年12月9日(金)

#### 【電気自動車等の導入について】

令和4年7月1日(金)～令和4年12月9日(金)

#### (2) 申請方法

以下の方法により申請書等を御提出ください。

なお、申請書及び事業計画書をメールで提出し、見積書の写し等その他の書類は郵送いただくなど、複数の提出方法を併用いただくことも可能です。その場合は、別途提出する書類及び提出方法をそれぞれ分かるように明記してください。

##### ア 郵送による提出

郵送で提出いただく書類の郵送先は次のとおりです。

(書類郵送先)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県環境生活部温暖化対策推進課 あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法(郵便、レターパック等)に限ります。

そのため、信書を送ることができない宅配便、ゆうパック、ゆうメール、ゆうパケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

##### イ 電子メールによる提出

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を「千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金事業計画書(申請者名)」としてください。

※添付ファイルは3.5MB以内で送信ください。

3.5MBを超える場合はお手数をお掛けいたしますが、ファイルを分けて複数回送信いただくなど御対応くださるようお願いいたします。

(電子メール送信先)

[cn-hojo@pref.chiba.lg.jp](mailto:cn-hojo@pref.chiba.lg.jp)

##### ウ 電子申請システム

ちば電子申請サービスからも申請いただけます。

以下のページから申請くださるようお願いいたします。



[https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=11243](https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=11243)

### (3) 申請の代行

本補助金の申請は、電気自動車等を導入する場合(※)を除き、事業者本人によるものとし、行政書士等の有資格者以外の者(設備業者等)による代理申請はできません。

※電気自動車等を導入する場合については、販売事業者による代行が可能です。

### (4) 申請に当たっての留意事項

県から修正、再提出のほか、書類の追加提出を依頼する場合があります。この場合、速やかに御対応ください。御対応いただけない場合は申請を受け付け出来ない場合があります。連絡先欄には、必ず連絡が取れるメールアドレス等を記載してください。

### (5) 必要書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。郵送で提出する書類については、以下の順に揃えて提出してください。なお、書類の提出方法等を「申請時提出書類一覧表」に入力いただき合わせて提出ください。

以下の他にも必要に応じて、別途書類を提出いただく場合があります。

#### 【電気自動車等以外の設備導入等について申請する場合】

①交付申請書 <第1号様式>

②重要事項確認書 <第2号様式>

③誓約書 <第3号様式>

④事業計画書 <別紙様式>

⑤見積書の写し(原則、2者以上)

※見積書は、補助対象経費及び補助対象外経費の内訳が分かるようにしてください。

(見積書の項目について、対象経費は○、対象外経費は×を記載する など。)

⑥施工予定設備のカタログ等(エネルギー消費効率など省エネ性能等が確認できる資料)

⑦現況設備(更新前)の写真

※補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。

※型番等が分かる写真を添付してください。

⑧図面(全体配置図など)

※図面に導入前後の設備の位置、型番等を写真と突合して確認できるように記載してください。

⑨(法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

※発行後3か月以内のもの

(個人)開業届の写しなど事業を行っていることが分かる書類

⑩県内にある県税事務所が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税証明書

(法人)法人県民税・法人事業税

(個人)個人県民税・個人事業税

※納税証明書の交付については、原則住所又は事業地を管轄する県税事務所に請求してください(県庁本庁舎では発行していません)。

※個人県民税は、市区町村での発行になります。お問い合わせは各市区町村へ  
お願いいたします。なお、滞納額（又は未納額）がないことの証明書の取り扱い  
がない場合は、「県民税の納税証明書」を取得してください。

※非課税事業のみを行う場合等で県税事務所から納税証明書の発行が受けられな  
い場合は、非課税の根拠となる書面（例：定款、寄付行為）を提出してください。

⑪確定申告書（決算書）の写し（直近1年度分）

※（法人）確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書も必要

（個人）確定申告書Bのほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支  
内訳書も必要

⑫賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（賃借の場合、様式任意）

※補助対象事業所の所有者以外が申請する場合

⑬CO2CO2 スマート宣言事業所登録通知の写し

**【電気自動車等の導入について申請する場合】**

①交付申請書兼実績報告書 <第1号様式-2>

②重要事項確認書 <第2号様式>

③誓約書 <第3号様式>

④事業実績書 <別紙様式>

⑤自動車検査証の写し

⑥契約書、注文書等の当該自動車の購入に係る契約が確認できる書類の写し

※契約書や注文書の中に契約者・発注者名や契約金額の内訳等が記載されているもの

⑦領収書又は全額支払いの手続きが完了していることを証する書類の写し

※契約書等に記載された全額分の領収書が必要

※全額支払いの手続きが完了していることを証する書類は、当該支払い方式を合意  
したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等を添付してくだ  
さい。

⑧（法人）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※発行後3か月以内のもの

（個人）開業届の写しなど事業を行っていることが分かる書類

⑨県内にある県税事務所が発行する次の税目について滞納額がないことを証する納税  
証明書

（法人）法人県民税・法人事業税

（個人）個人県民税・個人事業税

⑩確定申告書（決算書）の写し（直近1年度分）

※（法人）確定申告書別表及び勘定科目内訳明細書も必要

（個人）確定申告書Bのほかに青色申告者は青色申告決算書、白色申告者は収支  
内訳書も必要

⑪CO2CO2 スマート宣言事業所登録通知の写し

⑫一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式

## (6) 審査・選定

審査は、申請書類について書面審査を行い、予算の範囲内で交付決定の可否を判断します。なお、審査の経過や結果等に関する照会には一切お答えできませんので、予め御承知おきください。

## (7) 交付決定

予算の範囲内で補助金の交付決定をした補助対象者（以下、交付決定者といいます。）に、交付決定通知書を送付します。

また、交付決定に当たっては、申請内容の修正や条件等を付す場合があります。

なお、不交付の場合は、不交付決定通知書を送付します。

## 4 補助対象事業の実施（電気自動車等の導入は対象外）

### (1) 事業の開始

交付決定者は、交付決定通知日以後、速やかに補助事業に着手してください。着手とは、補助事業を達成するための行為を開始することであり、契約の締結、又は発注することを言います（着工のことではありません）。そのため、見積書を再度取得する、施工業者と打ち合わせを開始するといった内容は含みません。

### (2) 事業内容等の変更

交付決定者は、事業の実施中に交付申請の内容等に係る変更（事業内容、事業費、事業者名、代表者名、住所等）が発生する見込みとなった場合には、独自に判断せず直ちに県に報告のうえ、県の指示に従ってください。また、県から追加で書類等の提出依頼があった場合は速やかに提出してください。

事前に県への相談を行わなかった場合や指示に従わなかった場合等は、変更内容部分に係る事業を補助対象外とするほか、事業全体の交付決定を取り消すことがあります。

なお、変更により要綱等に規定する要件を満たさなくなった場合も補助対象外です。

#### 【県への提出物】

- ・変更（廃止）承認申請書 <第4号様式>
- ・事業変更計画書 など

### (3) 補助対象事業の状況報告等

県は、必要に応じて、補助対象事業の進捗状況について報告を求める場合があります。この場合、「補助事業遂行状況報告書」（第6号様式）を提出していただきます。

また、下記（5）の実績報告提出期限までに事業が完了することができないと見込まれるときは、速やかに「遅延報告書」（第5号様式）を提出してください。ただし、発注遅れや業務多忙による対象事業の遅れ等については、延長の対象とすることはできませんので御注意ください。

**【県への提出物】**

- ・補助事業遂行状況報告書 <第6号様式>
- ・遅延報告書 <第5号様式> など

**(4) 補助対象事業の廃止**

交付決定者は、補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに県へ報告の上、県の指示に従い「廃止承認申請書」(第4号様式)を提出し、承認を得てください。

**【県への提出物】**

- ・変更(廃止)承認申請書 <第4号様式> など

**(5) 実績報告**

交付決定者は、工事完了かつ施工業者への支払い(原則、金融機関による振込)が完了したときは、速やかに次の書類を提出期限までに提出してください。

**【提出時期】** 工事完了かつ支払い完了後、速やかに(概ね30日以内)提出してください。

**【最終提出期限】** 令和5年3月10日(金) [必着・厳守]

**【県への提出物】**

※実績報告書に不備等がある場合、支払いが遅くなることがあります。

- ①実績報告書 <第7号様式>
- ②事業実績書 <別紙様式>
- ③決算証拠書類(施工業者への支払いが確認できるもの)、納品書

※領収書の写し等支払いが完了していることを示す書類を提出してください。

なお、手形や小切手による支払いの場合、振出日ではなく施工業者が領収(資金化)した日が完了日となります。

- ④工事請負契約書、又は工事注文書及び注文請書の写し
- ⑤補助事業の実施を示す写真(施工中・施工後のもの)

※補助対象設備が全て確認できるよう、全体、個別で写すなど工夫してください。

※設置後の設備の型番等が分かる写真を添付してください。

**5 補助金の請求・受領**

**(1) 補助金額の確定、補助金の交付**

実績報告の提出後、実績内容を審査し、必要に応じて現地確認を経てから「補助金額の確定通知」を送付します。交付決定者は、当該通知の受領後、次の書類を県に提出してください。

**【県への提出物】**

- ・補助金交付請求書 <第8号様式>
- ・補助金振込先の通帳の写し

**(2) 交付決定の取消し**

次の場合、補助金の交付決定を取り消す場合があります。この場合で、既に補助金が

交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ①補助対象者が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ②補助対象者が、補助金を他の用途に使用したとき
- ③その他、交付要綱の規定に違反する行為があったとき

### (3) 補助金の経理

補助金受領者は、補助対象事業に関する収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額と支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしてください。

当該収支簿と補助事業に関する書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間（(4)の処分制限期間が5年間を超える場合は当該期間）保存しなければなりません。

### (4) 補助事業により取得した財産の管理

補助金受領者は、本補助金で取得、又は効用の増加した財産等（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について県の承認を受けなければなりません。また、知事の承認を受けて処分した場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。

また、補助金交付に係る書類は、当該資産の処分制限期間保存しなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

#### 【県への提出物】

- ・財産処分承認申請書 <第9号様式>

## 6 問合せ先

千葉県環境生活部温暖化対策推進課 企画調整班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎3階

TEL：043-223-4645

Mail：[cn-hojo@pref.chiba.lg.jp](mailto:cn-hojo@pref.chiba.lg.jp)

#### <中小企業向け融資の御案内>

県では、中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するため、県制度融資として中小企業振興資金（環境保全資金）融資を実施しています。

取扱金融機関での融資利用に先立って、県環境生活部環境政策課における融資対象事業の認定が必要となります。

本補助金と合わせて御利用いただけますので、以下の URL から詳細を御確認ください。（対象者や対象事業について、一部融資対象とならない場合がありますので御注意ください。）

- ・ <https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/yuushi/chuushoushinkou/index>



※融資には金融機関、信用保証協会の審査が別途必要です。

交付決定や環境政策課による事業認定は、融資等を担保するものではありません。



年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)  
(名称)  
(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金交付申請書

下記のとおり千葉県脱炭素化促進緊急対策事業を実施したいので関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
- (1) 重要事項確認書
  - (2) 誓約書
  - (3) 事業計画書
  - (4) 見積書の写し(原則2者以上)(発行後3か月以内のもので、代表者印等の押印があるもの)
  - (5) 施工予定設備のカタログ等
  - (6) 現況設備(更新前)の写真
  - (7) 図面(全体配置図など)
  - (8) 登記事項証明書【発行後3か月以内のもの】  
(個人事業者の場合は開業届の写し等)
  - (9) 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書  
(個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税)  
【発行後3か月以内のもの】
  - (10) 確定申告書(決算書)の写し(直近1年分)
  - (11) 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書(対象事業所の所有者でない場合)
  - (12) CO2C02 スマート宣言事業所登録通知の写し
  - (13) その他

第1号様式－2（電気自動車等）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称）

（役職・代表者名）

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

下記のとおり関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
  
- 2 関係書類
  - （1）重要事項確認書
  - （2）宣誓書
  - （3）事業実績書
  - （4）自動車検査証の写し
  - （5）契約書、注文書等の写し
  - （6）領収書又は全額支払いの手続きが完了していることを証する書類の写し
  - （7）登記事項証明書【発行後3か月以内のもの】  
（個人事業者の場合は開業届の写し 等）
  - （8）法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書  
（個人事業者の場合は個人県民税・個人事業税）  
【発行後3か月以内のもの】
  - （9）確定申告書（決算書）の写し（直近1年分）
  - （10）CO2C02 スマート宣言事業所登録通知の写し
  - （11）一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式
  - （12）その他

第2号様式

## 千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金

### 重要事項確認書

私（たち）は、本補助金の申請に当たり、次の事項を確認しました。

- 要綱、要領等の内容を理解し、虚偽の記載なく本事業計画書を作成しました。
- 本補助金にかかる各種の条件や県からの指示事項を財産処分制限期間が完了するまで遵守します。
- CO2CO2スマート宣言事業所に登録済（申請済）です。  
※交付決定までに登録が必要です。  
(未登録のままでは補助金の交付はできません。)
- 導入した設備等については、エネルギーコスト削減のため、効率的な運用に努めます。
- 導入した設備等は事業用で使用するものであり、家庭用に使用することはありません。

年 月 日

所在地

団体名

役職・代表者名

第3号様式

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

当該申請事業が、千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金交付要綱第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

第4号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、関係書類を添えて千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（廃止）の理由
- 2 関係書類
  - (1) 事業変更計画書
  - (2) その他、交付申請時に提出した書類のうち変更が生じたもの  
(見積書の写し、施工予定設備のカタログ、図面 など)

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業について、期間内に完了することができないと見込まれる（補助対象事業の遂行が困難になった）ので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第4号の規定により、次のとおり報告します。

1 遅延等の状況と理由

〔 経過とその成果を簡潔に記載すること。遅れがある場合、その理由と完了の見通しを記載すること。 〕

2 完了の予定

年 月 日

第6号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県補助金等交付規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

第7号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金実績報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る補助事業を完了したので、関係書類を添えて、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額   | 円 |

2 補助事業完了期日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 決算証拠書類（施工業者への支払いが確認できるもの）、納品書
- (3) 工事請負契約書又は工事注文書及び注文請書の写し
- (4) 補助事業の実施を示す写真（施工中・施工後のもの）



第8号様式

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県 達第 号 で額の確定のあった補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

(補助金振込先)

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

※補助金振込先の通帳の写しを添付してください。

年 月 日

千葉県知事 様

(所在地)

(名称)

(役職・代表者名)

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金交付要綱第21条第2項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由